

骨関節疾患予防検診への受診のお願い

東京大学大学院医学系研究科 関節疾患総合研究講座

助教 吉村 典子

東京大学大学院医学系研究科 関節疾患総合研究講座と和歌山県立医科大学整形外科教室は日高川町のご協力のもと、骨関節疾患予防検診を現在美山地区在住の方を対象に、川上診療所において開催しています。

この検診は、軟骨がすりへって痛みで歩けなくなる変形性関節症と、骨が減ってすかすかとなり骨折をおこす骨粗鬆症の予防を目的としています。



検診では現在の皆様の健康状態や生活習慣を問診した後、歩行速度などの運動機能検査、レントゲン検査、骨密度測定、血液検査、尿検査、身体測定を行います。検診の最後には和歌山医大整形外科及び東京大学整形外科の医師が診察しアドバイスを

いたします。

検診には、日高川町に在住の60歳以上の方で、希望される方はどなたでも参加できます。もし60歳以下の方でも膝が腫れたり腰が痛いなど病気が気になる方や、この機会に調べておいてほしいと思われる方は受診できます。

検診は川上診療所（川原河264番地 保健福祉センター内）で平成18年2月末まで行っています。

今回は、川辺・中津地区に在住の方を対象に受診希望者を募ります。

申込み方法は、各区長様を通じて回覧にて行いますのでよろしく願います。

検診に係る費用のご負担は一切ございません。多くの方々の受診をお待ちしております。

▼お問い合わせ先

本 庁 保健福祉課 ☎2219041
中津支所 住民福祉課 ☎5410321
美山支所 住民福祉課 ☎5610394

政治家の寄附は禁止されています

政治家（候補者、候補者となろうとする者及び現に公職にある者）は、寄附をすると処罰されます。

有権者が威迫してあるいは政治家を陥れる目的で、寄附を求めると処罰されます。

政治家が役職員、構成員である団体が、政治家の氏名を表示して選挙に関し寄附をすると処罰されます。

後援団体が、花輪、香典、祝儀などを出すると処罰されます。

政治家は、年賀状等のあいさつ状を出すことが禁じられています。

政治家や後援団体が、有料のあいさつ広告を出すると処罰されます。

ハガキによる架空請求にご注意下さい!!!

ハガキによる架空請求の相談が増えています。この手口はいったん下火になりましたが、12月にはいつからでも70件以上の相談が寄せられるなど、件数が急増しています。手口自体は詐欺まがいの単純なものですが、被害にあってからでは遅すぎます。くれぐれもご注意ください。

(実際に届いたハガキの文面です)

総合消費料金未納分訴訟最終通告書

訴訟番号 (イ) 408615 - 号

現在、貴殿は「総合消費料金未納分」について通信販売契約会社、運営会社から「未だ連絡が無い状態」として民事訴訟による訴状が提出されております。

このまま連絡無き場合、指定裁判所から書類通達後に出廷となり、原告側の主張が全面的に受理され、被告の給与及び動産物、不動産の差し押さえを執行官立会いのもと強制執行し、「執行証書の交付」を承諾して頂きます。

民事訴訟、裁判取り下げ等のご相談に関しましては当局にて受け賜りますが、こちら「総合消費者民法特例法」による法務省認可通達書の為、「個人情報保護法」上、ご本人様の御連絡をお願い致します。

尚、当局は原告側からの訴訟通達、また訴訟の正当性を確認する機関であり、当局が貴殿に対し訴訟を提起するものではありません。

予め、ご了承下さい。

最近、架空請求業者の新しい手口として少額訴訟手続(少額訴訟は一日で判決が出てしまう為、放置してしまうと欠席裁判となり原告側の言い分通りの判決が出される)を利用し、実際に訴訟を提起する事例もございます。

万が一、身に覚えが無い場合、早急にご連絡下さい。

裁判取り下げ最終期日 本状到達後3営業日以内

03 - 6811 - (訴訟管理課) 平日9:00 ~ 20:00

〒170-0005 東京都豊島区

民事訴訟 管理事務局

何の請求が分からない

このような制度はない

公的機関のような名称を名乗る

→

→

→

契約先を明かさない

存在しない、適当な法律名を書く

最終的に電話連絡を勧める

でたらめな住所

対処方法

- 利用した覚えがなければ払わない。(無視してください。)
- 相手に連絡しない。(電話番号などの個人情報は絶対知らせない。)
- 請求はがきなどの証拠は保管する。 ●悪質な場合は警察へ届け出る。
- 家族・友人にも被害が出ないように、注意を呼びかけましょう!
- 不審に思ったら下記相談窓口まで

和歌山県消費生活センター…………… ☎073-433-1551 いずれも相談受付時間は、平日:午前9時~午後5時
和歌山県消費生活センター紀南支所… ☎0739-24-0999 (土曜・日曜・祝日・年末年始は休みです。)

【日曜日の相談は架空請求110番へ(電話相談のみ)】

県では、日曜日でも相談を受けられるようNPO法人と協働し、毎週日曜日に架空請求に関する電話相談を開設しています。

○時 間 :10:00~16:00(平成18年1月1日を除きます) ○ ☎ 073-433-1551